

広島県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年九月四日までの間、縦覧に供する。

令和七年八月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

林御寺線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
尾道市瀬戸田町林字小米山三三二七番二地 先から 尾道市瀬戸田町林字小米山三三二八番一〇 地先まで			七・八〇 一・六〇	七五・六〇	
			七・八〇 二二・九〇	七五・六〇	拡幅